

# かんたんな労務知識

## ～ 会社が行うべき手続きについて “6・7月編” ～

「暑いですね～」が合言葉になるくらい、厳しい暑さですね。今年の夏は、より一層の熱中症対策が必要になりそうです。さて、この6月から7月にかけては労務に関する各種手続きが多い時期です。毎年恒例のものから今年限りのもの等、知っておいた方が良いこともあるかと思しますので、おさらいとしてお知らせ致します。

### 毎年の手続き

7/10 期限	→ 労働保険料申告・納付手続き	
7/10 期限	→ 算定基礎届(年に1度の社会保険料の見直し)	★社会保険加入事業所のみ
7/15 期限	→ 高齢者雇用状況報告	★該当事業所のみ
7/15 期限	→ 障害者雇用状況報告	★該当事業所のみ
7/31 期限	→ 健康保険被扶養者の確認	★社会保険加入事業所のみ
支払い後速やかに	→ 賞与の支払届	★社会保険加入事業所のみ



### マイナンバー関係の手続き

日本年金機構より、「住民票住所申出書」が個人に対し届きます。

➡ 住民票上の住所を届け出ること、マイナンバーと住民票コードを結び付け、将来的に年金に関する各種届出が簡素化されます。強制ではありませんが、利便性の向上や効率化のため届出をお勧め致します。

### 高卒求人受付開始

7/1 より、ハローワークにて新規高卒求人票(H28年3月卒業予定者)の受付が開始されます。

退出希望の企業様は、求人票の内容(初任給等)や提出先高校の検討をお願い致します。



《今後の日程》 7/1 ハローワークへ届出後、各高校へ求人票を提出  
9/16 選考試験開始  
選考後、採用通知発送

### 年金プチ情報

平成 27 年 4 月分からの年金額は、賃金上昇率に特例水準の解消と物価スライドを計算すると、昨年に比べ ➡ 0.9%の増額になるそうです。

ちなみに…、年金額が変更される 4・5 月分の年金は 6/15 に振り込まれます。



当事務所では、企業様からお預かりする個人番号の安全な運用・保管に努めるとともに、社内規程等のマイナンバーに関するご相談についても対応させていただきます。